

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成26年7月31日(2014.7.31)

【公開番号】特開2013-197488(P2013-197488A)

【公開日】平成25年9月30日(2013.9.30)

【年通号数】公開・登録公報2013-053

【出願番号】特願2012-65616(P2012-65616)

【国際特許分類】

H 01 L 21/673 (2006.01)

B 65 D 85/86 (2006.01)

【F I】

H 01 L 21/68 V

B 65 D 85/38 R

【手続補正書】

【提出日】平成26年6月12日(2014.6.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

それぞれ異なる1種の径の基板を収納する2つの収納器を少なくとも含む収納器群であつて、

前記収納器は、前記基板を収納する収納部を複数備え、

前記収納部は、前記基板と接触する少なくとも2つの接触部を含み、

前記接触部の間の距離は、前記2つの収納器ごとに異なり、

前記2つの収納器は、外形形状および外形寸法が同じであり、かつ、

前記2つの収納器のうちの第1の収納器における、前記第1の収納器の底面に近い側からn番目(nは1以上前記収納部の数以下の整数)の前記収納部と、前記第1の収納器の底面との間の距離は、

前記2つの収納器のうちの第2の収納器における、前記第2の収納器の底面に近い側からn番目の前記収納部と、前記第2の収納器の底面との間の距離と同じである、収納器群。

【請求項2】

前記第1の収納器と前記第2の収納器との前記収納部に、それぞれ前記基板を収納したときに、前記第1の収納器において平面視したときの前記基板の中心位置は、前記第2の収納器において平面視したときの前記基板の中心位置と同じである、請求項1に記載の収納器群。

【請求項3】

前記第1の収納器は、前記基板に直径が5インチの基板を収納し、

前記第2の収納器は、前記基板に直径が6インチの基板を収納する、請求項1または請求項2に記載の収納器群。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 0 9 】

本発明に係る収納器群は、それぞれ異なる1種の径の基板を収納する2つの収納器を少なくとも含む収納器群であって、当該収納器は、基板を収納する収納部を複数備え、該収納部は、基板と接触する少なくとも2つの接触部を含み、該接触部の間の距離は、2つの収納器ごとに異なり、2つの収納器は、外形形状および外形寸法が同じであり、かつ、2つの収納器のうちの第1の収納器における、第1の収納器の底面に近い側からn番目（nは1以上収納部の数以下の整数）の収納部と、第1の収納器の底面との間の距離は、2つの収納器のうちの第2の収納器における、第2の収納器の底面に近い側からn番目の収納部と、第2の収納器の底面との間の距離と同じである。